

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（136）」

2. 日時：令和5年7月20日(木) 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他7名
一般財団法人 電力中央研究所 上席研究員

5. 要旨

(1) 電源開発(株)から、第1043回審査会合(令和4年4月22日開催、以下「前回会合」という。)及び現地確認(令和4年11月7日実施)での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化したうえで、再度ヒアリングで説明することを求めた。

- ・ シーム S-11 の評価方針に係るフローについて、論理構成を明確にした上で、分かりやすく説明すること。
- ・ シーム S-11 の活動性を判断する箇所について、Ts-6 法面及び Tf-5(a) トレンチ南側法面のそれぞれ1箇所で判断しているが、調査箇所数等の根拠や妥当性について説明すること。
- ・ 性状の比較に用いる調査・分析手法が、条線観察及び SEM 観察の2つとしているが、その根拠や妥当性について説明すること。
- ・ 既往文献を引用しているが、単に文献にはこう書かれているとの記載しかないので、当該文献を引用し、何を説明したいのか、または何かの根拠にしたいのか不明であるので、その位置づけを明確にすること。
- ・ 後期更新世以降の活動有無に係る区分境界について、結果ありきの説明になっているが、平面図を色付けして結果を説明する前に、まずは歩評価の方針としてどのように区分出来るのか、その根拠や考え方に関し論理構成を明確にして説明すること。
- ・ 前回会合からの変更点を説明する際は、文章だけではなく、図表等も引

用して説明すること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その
15）（シームS-11の評価方針）
- ・ （2022.12.15ヒアリング資料）からの変更箇所について